

郵政民営化に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	陣内	孝雄 (自民)	小池	正勝 (自民)	櫻井	充 (民主)
理事	市川	一朗 (自民)	小泉	昭男 (自民)	高橋	千秋 (民主)
理事	世耕	弘成 (自民)	椎名	一保 (自民)	峰崎	直樹 (民主)
理事	山崎	力 (自民)	関口	昌一 (自民)	山根	隆治 (民主)
理事	伊藤	基隆 (民主)	中原	爽 (自民)	若林	秀樹 (民主)
理事	平野	達男 (民主)	野上	浩太郎 (自民)	渡辺	秀央 (民主)
理事	山下	八洲夫 (民主)	藤野	公孝 (自民)	西田	実仁 (公明)
理事	弘友	和夫 (公明)	山下	英利 (自民)	山口	那津男 (公明)
	愛知	治郎 (自民)	山本	順三 (自民)	山本	香苗 (公明)
	有村	治子 (自民)	大塚	耕平 (民主)	大門	実紀史 (共産)
	岩城	光英 (自民)	岡崎	トミ子 (民主)	近藤	正道 (社民)
	国井	正幸 (自民)	小林	正夫 (民主)		(17.9.21 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出法律案6件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類3件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

郵政民営化関連6法案 今国会に内閣から提出された6法律案は、前国会における衆議院の修正内容を盛り込むとともに、法案成立の遅れに伴うシステム開発の作業期間を確保するため、民営化の実施時期を半年遅らせて平成19年10月1日とする変更を行ったほかは、前国会に提出された法律案とほぼ同内容のものであった。

郵政民営化法案は、郵政民営化の基本的な理念等を定めるほか、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会を平成29年9月30日まで設置し、同委員会が3年ごとに郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、同本部がその見直し等について国会に報告すること、持株会社となる日本郵政株式会社をあらかじめ設立し、その子会社となる郵便貯金銀行及び郵便保険会社を設立すること、及び公社の業務等の承継計画の策定等について定めるとともに、平成19年10月1日に、郵便事業株式会社、郵便局株式会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を設立し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社について、銀行業又は生命保険業の免許を受けたものとみなし、最終的な民営化を実現するまでの移行期間中に、持株会社は両会社の株式のすべてを処分しなければならないこと、両会社の定款に議決権の行使に関する事項を定めなければならないこと等について定めようとするものである。

日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案及び郵便局株式会社法案は、政府が、

常時、持株会社の発行済株式総数の3分の1を超えて保有していなければならないことを定めるほか、持株会社は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有しなければならないこと、両会社が実施する社会貢献業務及び地域貢献業務に要する費用に充てる資金を交付するため、社会・地域貢献基金を設け、1兆円に達するまで積み立てなければならないこと、基金の額は1兆円を超えて積み立てることができ、2兆円まで積み立てる場合には、1兆円までと同じルールで積み立てなければならないこと等について定めようとするものである。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案は、機構が、公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務を履行すること等を定めようとするものである。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、郵便貯金法、簡易生命保険法、日本郵政公社法等13の関係法律を廃止するほか、郵便法において、特別送達等につき信用力を確保するため郵便認証司の制度を設けるなど、関係法律について規定の整備等を行おうとするものである。

衆議院においては、内閣提出6法律案と民主党提出の「郵政改革法案」が一括して審議されたが、「郵政改革法案」は否決され、内閣提出6法律案が、10月11日、本院に送付された。

本院では、10月12日、本会議において、6法律案の趣旨説明及び質疑が行われた。委員会においては、同日、6法律案を一括して議題とし、趣旨説明を聴取した後、13日に小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、14日に一般質疑を行った。

委員会においては、総選挙の結果を踏まえた郵政民営化についての総理の所感、郵便局ネットワークの維持、民営化委員会が3年ごとに行う見直しの対象範囲、民営化委員会の委員の人選、公社の国際物流事業への進出、公社の国際貢献活動の現状と民営化後の継続可能性、財投対象機関の整理縮小等に伴う国民負担の軽減策、金融ユニバーサルサービスの確保、今後の構造改革に向けた政府の取組、郵政民営化と小さな政府との関係、アメリカの対日要求と民営化の関連、民営化に伴う職員の雇用・勤務条件への配慮等について質疑が行われた。

質疑、討論の後、6法律案について順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定した。

なお、6法律案に対し、簡易郵便局を含めた郵便局ネットワークの現行水準が維持されるとともに、万が一にも国民の利便に支障がないよう万全を期すこと等15項目から成る附帯決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成17年9月21日（水）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成17年10月12日（水）（第2回）

- 郵政民営化法案（閣法第1号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第2号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第3号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第4号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第5号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上6案について竹中国務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成17年10月13日（木）（第3回）

- 郵政民営化法案（閣法第1号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第2号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第3号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第4号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第5号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上6案について小泉内閣総理大臣、竹中国務大臣、谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、細田内閣官房長官、麻生総務大臣、阪田内閣法制局長官及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕世耕弘成君（自民）、小泉昭男君（自民）、野上浩太郎君（自民）、山口那津男君（公明）、西田実仁君（公明）、平野達男君（民主）、山根隆治君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、大塚耕平君（民主）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

○平成17年10月14日（金）（第4回）

- 郵政民営化法案（閣法第1号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第2号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第3号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第4号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第5号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上6案について竹中国務大臣、谷垣財務大臣、北側国土交通大臣、麻生総務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、町村外務大臣、細田内閣官房長官、政府参考人及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕 田村耕太郎君（自民）、藤本祐司君（民主）、大久保勉君（民主）、櫻井充君（民主）、山本香苗君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）

（閣法第1号）賛成会派	自民、公明
反対会派	民主、共産、社民
（閣法第2号）賛成会派	自民、公明
反対会派	民主、共産、社民
（閣法第3号）賛成会派	自民、公明
反対会派	民主、共産、社民
（閣法第4号）賛成会派	自民、公明
反対会派	民主、共産、社民
（閣法第5号）賛成会派	自民、公明
反対会派	民主、共産、社民
（閣法第6号）賛成会派	自民、公明
反対会派	民主、共産、社民

なお、6案について附帯決議を行った。

○平成17年10月28日（金）（第5回）

- 請願第141号外2件を審査した。
- 郵政民営化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

郵政民営化法案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、日本郵政株式会社等の設立、日本郵政株式会社等に関して講ずる措置、日本郵政公社（以下「公社」という。）の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運

用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。

二、平成19年9月30日まで（準備期間）に執られる措置

- 1 郵政民営化を推進するとともに、その状況を監視するため、政府に、内閣総理大臣を本部長とする郵政民営化推進本部及び内閣総理大臣の任命に係る委員5人からなる郵政民営化委員会を設置する。
- 2 公社の国際物流事業への進出を可能とする。
- 3 郵政民営化委員会は、3年ごとに、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行うとともに、民営化に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、本部長に意見を述べる。

主務大臣は、日本郵政株式会社が作成する公社の業務等の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を認可しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

総務大臣は、公社から国際物流事業を行う申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなくてはならない。

- 4 準備企画会社として持株会社である日本郵政株式会社をあらかじめ設立し、同社に経営委員会を置く。経営委員会は、実施計画を策定する。
- 5 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行、郵便保険会社となる子会社をあらかじめ設立する。

三、平成19年10月1日（民営化時）に執られる措置

- 1 公社は、この法律の施行の時（平成19年10月1日）に解散し、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が認可を受けた実施計画に従って公社の業務等を承継する。公社の職員は国家公務員の身分を離れて各会社のいずれかの職員となる。

なお、日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の全部を保有する。

- 2 郵便貯金銀行・郵便保険会社に、安定的な代理店契約があること等を条件として銀行業・保険業の免許を付与する（みなし免許）。

四、平成19年10月1日から平成29年9月30日まで（移行期間）に執られる措置

- 1 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、移行期間中にその全部を処分するものとする。
- 2 各会社の業務について、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。
- 3 移行期間中における、銀行法及び保険業法の特例等を定める。

4 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、同種の業務を営む事業者へ配慮しなくてはならない。

五、平成29年10月1日（民営化移行完了）後

郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会は廃止され、郵便貯金銀行等に関する特例規定は失効する。

郵便貯金銀行、郵便保険会社については、他の民間金融機関と同様に、銀行法、保険業法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行い、特殊会社である日本郵政株式会社等の3社については、必要な監督が行われることとする。

六、施行期日等

1 本法律は、一部の規定を除き、平成19年10月1日から施行する。

2 郵政民営化推進本部が、郵政民営化のための情報システムの開発が大幅に遅延するおそれがあり、かつ、そのために郵政民営化の円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、閣議決定により、施行期日を平成20年4月1日とすることとし、そのための所要の規定を置く。

【郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないように、万全を期すること。

簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方の下で万全の対応をすること。

二、長期の代理店契約、基金の活用等により、郵便局が長年提供してきた貯金、保険のサービスが民営化後も引き続き提供されるよう配慮すること。そのため、承継計画において、郵便局株式会社と郵便貯金銀行、郵便保険会社の間で移行期間を超える長期・全国一括の代理店契約の締結を明確にすること。なお、基金についても、2兆円規模まで積み立てること。

三、持株会社及び4子会社が、統合的な経営戦略に基づき、郵便局ネットワークを維持・活用できるよう、以下のとおり株式の持ち合いを認めること。

1 持株会社について、移行期が終了した後は、特殊会社としての性格を考慮しつつ経営判断により他の民間金融機関と同様な株式保有を可能とし、その結果、株式の連続的保有が生じることを妨げないこと。そのため、郵政民営化法第106条、第136条の趣旨を踏まえ、株主総会に係る株主の権利行使の基準日を適切に定款に規定すること。

2 移行期間中と言えども、郵政民営化法第105条、第135条の決定がなされた場合及び持株会社が郵便貯金銀行、郵便保険会社の全株式を処分した後は、郵便局株式会社が、

特殊会社としての性格を考慮しつつ、経営判断により密接な取引関係を有する郵便貯金銀行、郵便保険会社株式を他の民間金融機関の例と同様に保有しグループとしての経営が可能であること。

3 前記1、2によりグループとして株式の連続保有が可能となっていることに加え、民営化委員会が行う3年ごとの経営形態のあり方を含めた総合的な見直しの中で必要があれば更なる措置を講ずること。

4 新たに設立される株式会社がそれぞれの経営判断により、新規事業への投資に加え、必要に応じ前記1、2、3を踏まえた適切な経営形態を採ることを可能とするため、持株会社において財務計画を定めるなど必要な措置を講ずること。

四、民営化委員会が行う3年ごとの見直しには、設置基準に基づく郵便局の設置状況、金融保険サービスの提供状況を含めること。また、民営化の進捗状況及び民営化会社の経営状況を総合的に点検・見直しを行うとともに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら、必要があれば経営形態のあり方を含めた総合的な見直しを行うこと。

なお、民営化委員会の3年ごとの見直しに関する意見については、郵政民営化法第11条第2項によって国会へ報告されることとされているが、更に、郵政民営化推進本部がその意見を受けて施策を講ずるに当たっては、国会へ報告し、その意見を十分聴取するよう求める。

五、民営化後の各会社については、ロゴマークの統一、活発な人事交流等により、郵政グループとしての一体感の醸成を図り、職員のモラルの維持・向上に万全を期すること。特にロゴマークについては、国営、公社の時代を通じて長年国民に親しまれてきた貴重な財産であり、引き続き使用すること。

六、郵政民営化法附則第3条の運用に当たっては、郵政民営化のための情報システムについて、万が一にもシステムリスクが顕在化し、国民生活に支障の生ずることのないよう、日本郵政公社と協力しつつ適切に対応すること。

七、日本郵政公社は、民営化後の郵便貯金銀行、郵便保険会社が、預金保険機構、生命保険契約者保護機構に加入することに鑑み、民営化までに郵便貯金の限度額、簡易保険の保険金額の管理や口座の管理の徹底を含めコンプライアンス面での態勢を確立すること。

八、移行期間における業務範囲の段階的拡大を的確かつ円滑に実現するため、経営委員会（準備企画会社）及び民営化委員会を準備期間内のできるだけ早い時期に設置し、関係会社及び関係行政機関で予め先行的に検討と準備を進めること。

なお、経営委員会（準備企画会社）と日本郵政公社が一体となって円滑に民営化の準備を進められるよう配慮すること。

九、民営化委員会の運営については、透明性の高いルールの下、積極的な情報公開に努めること。

また、民営化委員会の人選については、広く国民各層の声を反映できるよう公平・中立を旨とすること。

十、毎年巨額の国債を発行しているわが国の財政体質を早急に改善するとともに、それま

での間、郵政民営化法第162条の適切な運用により国債の消化に支障を生ずることのないよう対応すること。

十一、職員が安心して働ける環境づくりについて、以下の点にきめ細やかな配慮をするなど適切に対応すること。

- 1 現行の労働条件及び処遇が将来的にも低下することなく職員の勤労意欲が高まるよう十分配慮すること。
- 2 民営化後の職員の雇用安定化に万全を期すること。
- 3 民営化の円滑な実施のため、計画の段階から労使交渉が支障なく行われること。
- 4 労使交渉の結果が誠実に実施されること。
- 5 新会社間の人事交流が円滑に行われること。

十二、民営化後においても良好な労使関係の維持に努めるとともに、万一、労働争議が発生した場合にも特別送達等の公的サービスはしっかり担保されるよう、万全の体制を構築すること。

十三、特定郵便局の局舎の賃貸借契約の期間については、業務基盤の安定性を確保する観点から、民間における契約の状況を参考としつつ、長期の契約とするなど、適切な対応を行うこと。また、特定郵便局の局舎の賃貸借料は、現在、適切な算出基準に基づいて算出されているところであり、民営化後も引き続き適切な算出基準に基づく賃貸借料を維持すること。

十四、商法等の規定を活用し、敵対的買収に対する適切な防衛策を措置すること。

十五、税制等に関し、以下の点について十分配慮すること。

- 1 税制については、民営化に伴う激変緩和の必要性の有無、四分社化、基金の設置など郵政民営化に特別な論点を踏まえつつ、消費税の減免などを含め関係税制について所要の検討を行うこと。
 - 2 郵政民営化により法人税等の税収が増加することを踏まえ、過疎対策や高齢者対策の充実を図ること。
- 右決議する。

日本郵政株式会社法案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化を実施するため、日本郵政株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、会社の目的

日本郵政株式会社（以下「会社」という。）は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、両社の経営管理を行うこと並びに両社の業務の支援を行うことを目的とする。

二、株式の政府保有

政府は、常時、会社の発行済株式の総数の3分の1を超える株式を保有していなけれ

ばならない。

三、業務等

- 1 会社は、常時、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。
- 2 会社は、両社が発行する株式の引受け及び保有、両社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保並びに両社の株主としての権利の行使の業務を行うほか、その目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

四、社会・地域貢献資金の交付及び社会・地域貢献基金

- 1 会社は、郵便事業株式会社に対し、社会貢献業務の実施に要する費用に充てるものとして、社会貢献資金を交付するものとする。
- 2 会社は、郵便局株式会社に対し、地域貢献業務の実施に要する費用に充てるものとして、地域貢献資金を交付するものとする。
- 3 会社は、社会貢献資金及び地域貢献資金の交付の財源をその運用によって得るために社会・地域貢献基金を設け、所定の方法等に従って、1兆円に達するまで積み立てなければならない。1兆円を超えて基金を積み立てるときは、当該積立てが2兆円に達するまでは、1兆円までと同じ方法等によって行わなければならない。

五、施行期日等

- 1 本法律は、一部の規定を除き、郵政民営化法の公布の日から起算して6月以内で政令で定める日から施行する。
- 2 会社は、郵便貯金周知宣伝施設及び簡易生命保険加入者福祉施設を平成24年9月30日までに譲渡又は廃止しなければならない。
- 3 政府は、その保有する会社の株式（二により保有していなければならない発行済株式を除く。）について出来る限り早期に処分するよう努めるものとする。

【附帯決議】

郵政民営化法案（閣法第1号）と同一内容の附帯決議が行われている。

郵便事業株式会社法案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化を実施するため、郵便事業株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、会社の目的

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことを目的とする。

二、業務等

- 1 会社は、その目的を達成するため、郵便法の規定により行う郵便の業務及び国の委託を受けて行う印紙の売りさばき並びにこれらの業務に附帯する業務を営む。
- 2 会社は、1の業務のほか、その目的を達成するため、お年玉付郵便葉書等及び寄附

金付郵便葉書等の発行並びにこれらの業務に附帯する業務を営むことができる。

- 3 会社は、1及び2の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、総務大臣の認可を受けて、1及び2の業務以外の業務を営むことができる。

三、社会貢献業務計画

会社は、総務省令で定めるところにより、3事業年度ごとに、3事業年度を1期とする社会貢献業務の実施に関する計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。

四、監督

- 1 会社は、新株等を引き受ける者の募集、事業計画、重要な財産の譲渡等、定款の変更の決議等については、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をし、報告を求め、及び検査することができる。

五、施行期日

本法律は、一部の規定を除き、郵政民営化法の施行の日から施行する。

【附帯決議】

郵政民営化法案（閣法第1号）と同一内容の附帯決議が行われている。

郵便局株式会社法案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化を実施するため、郵便局株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、会社の目的

郵便局株式会社（以下「会社」という。）は、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする。

二、業務等

- 1 会社は、その目的を達成するため、郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務及び印紙の売りさばき（これらの業務に附帯する業務を含む。）を営む。
- 2 会社は、1の業務のほか、その目的を達成するため、次の業務を営むことができる。
 - イ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に定められた事務に係る業務
 - ロ イのほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
 - ハ イ及びロの業務に附帯する業務
- 3 会社は、1及び2の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、1及び2の業務以外の業務を営むことができる。

三、郵便局の設置

会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

四、地域貢献業務計画

会社は、総務省令で定めるところにより、3事業年度ごとに、3事業年度を1期とする地域貢献業務の実施に関する計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。

五、監督

- 1 会社は、新株等を引き受ける者の募集、重要な財産の譲渡等、定款の変更の決議等については、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をし、報告を求め、及び検査することができる。

六、施行期日

本法律は、一部の規定を除き、郵政民営化法の施行の日から施行する。

【附帯決議】

郵政民営化法案（閣法第1号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化を実施するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の目的

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。

二、業務等

- 1 機構は、その目的を達成するため、廃止前の郵便貯金法等の規定による郵便貯金の業務及び廃止前の簡易生命保険法等の規定による簡易生命保険の業務等を行う。
- 2 機構は、総務大臣の認可を受けて、銀行その他の者との契約により郵便貯金管理業務の一部を委託することができるとともに、委託を受けた者は、機構の同意を得て、委託を受けた郵便貯金管理業務の一部を他の者に再委託することができる。
- 3 機構は、総務大臣の認可を受けて、生命保険会社を相手方として、再保険契約を締結することができるものとし、当該再保険関係により生じた債権の額につき、当該生命保険会社の総財産の上に先取特権を有する。
- 4 機構は、総務大臣の認可を受けて、生命保険会社その他の者との契約により簡易生命保険管理業務の一部を委託することができるとともに、委託を受けた者は、機構の同意を得て、委託を受けた簡易生命保険管理業務の一部を他の者に再委託することができる。

三、財務及び会計

機構は、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務ごとに経理を区分し、それぞれ郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定を設けて整理しなければならない。

四、政府保証

政府は、郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払並びに旧簡易生命保険契約に基づく保険金、年金等の支払に係る機構の債務を保証する。

五、施行期日

本法律は、一部の規定を除き、郵政民営化法の施行の日から施行する。

【附帯決議】

郵政民営化法案（閣法第1号）と同一内容の附帯決議が行われている。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化法、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の施行に伴い、郵便貯金法、簡易生命保険法、日本郵政公社法等の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、郵便貯金法等13法律を廃止する。
- 二、民営化時に政府が保有することとなる日本郵政株式会社の株式の総数の3分の2に当たる株式は、国債の元金償還に充てる資金の充実に資するため、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をする（国債整理基金特別会計法改正）。
- 三、ユニバーサルサービスの対象である郵便物からの小包の除外、郵便物の料金決定方法の見直し、郵便認証司制度の創設等のため、所要の規定を整備する（郵便法改正）。
- 四、郵便事業株式会社から郵便局株式会社への郵便窓口業務の委託義務、郵便局株式会社から地方公共団体等への再委託等に関する規定を整備する（郵政窓口事務の委託に関する法律（改正後の題名は「郵便窓口業務の委託等に関する法律」）改正）。
- 五、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社について、本来の業務の用に供する施設で政令で定めるものの事業所税を非課税とし、日本郵政公社の出資に係る固定資産のうち、本来業務の用に供するもので政令で定めるものについての固定資産税又は都市計画税の課税標準額を平成20年度から平成24年度までの5年間2分の1とするとともに、民営化以前に締結された簡易生命保険契約を引き続き所得控除の対象とする（地方税法改正）。
- 六、当分の間、日本郵政株式会社等の役職員をもって組織する共済組合を設け、共済組合が設けられたときは、当該役職員に対して国家公務員共済組合法を適用する（国家公務員共済組合法改正）。
- 七、国、特殊法人等についての特例を定めた規定から日本郵政公社を削除するための改正、公社役職員が公務員の身分を離れることに伴う改正等を関係法律について行う。
- 八、本法律は、一部の規定を除き、郵政民営化法の施行の日から施行する。

【附帯決議】

郵政民営化法案（閣法第1号）と同一内容の附帯決議が行われている。